# ID:　114

## 担当部署:　住民課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 受給資格証の更新 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町乳幼児医療費給付条例施行規則　第7条第1項 |
| **例規番号** | 平成17年規則第70号 |
| 【根拠条文】(受給資格証の更新等)第7条　受給資格者は、給付対象者が1歳、2歳、3歳、4歳、5歳及び6歳に達したときは、乳幼児医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第1号)により町長に更新申請しなければならない。2　前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。(1)　申請者の前年分(1月から6月までの申請の場合は、前々年分)の所得状況又は課税状況を証する書類(2)　条例第3条の規定で定める特別な理由のある場合にあっては、それを証する書類(3)　受給資格証(4)　その他町長が必要と認める書類3　町長は、第1項の更新申請を受理した場合においては、遅滞なく、給付の要件を審査し、その結果、受給資格者と認定したときは、乳幼児医療費受給資格証(様式第4号)を添えて乳幼児医療費受給資格認定通知書(様式第2号)により、受給資格者と認定しないときは、乳幼児医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。【基準】根拠条文に同じ。 |
| **標準処理期間** | 15日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |